

新型インフルエンザ等対策特別措置法 の概要について

青森県健康福祉部保健衛生課
Health and Sanitation Division

AOMORI PREFECTURE



現在の新型インフルエンザ対策までの過程

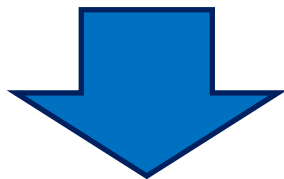
- 1918年 スペインインフルエンザ(H1N1弱毒型)
- 1957年 アジアインフルエンザ(H2N2弱毒型) 1968年 香港インフルエンザ(H3N2弱毒型)
- 1970年代～198年代 インフルエンザウイルスが種の壁を乗り越えて感染する事例やその感染経路が明らかに
- 199年代半ば (過去の歴史的な経験やインフルエンザに関する科学的知見が蓄積されるにつれ)再びパンデミックの発生が懸念
- 1993年9月 7th European Meeting of Influenza and Its Prevention. Berlin
 - 欧州諸国に対してインフルエンザパンデミック対策計画の策定、国家パンデミック対策委員会の設置を勧告
 - 欧州各国に対してインフルエンザパンデミックの影響で人口の少なくとも25%が発症することを前提に被害を想定することを勧告
 - ワクチンの製造技術の向上に関する勧告 など (<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/7843351>)
- 1995年12月 International Conference “Pandemic Influenza: Confronting a Re-emergent Threat”. Maryland
 - 次に出現するパンデミック株はH3亜型又はH7亜型の可能性 (http://wwwnc.cdc.gov/eid/article/2/1/96-0116_article.htm)
- 1997年5月 新型インフルエンザ対策検討会、1997年9月 「新型インフルエンザ対策報告書」
- 1997年5月 香港でヒトから鳥インフルエンザA(H5N1)ウイルスを分離(患者18人、死亡6人)
- 2003年～現在 鳥インフルエンザA(H5N1)ウイルスのヒトへの感染症例の報告 (2012年8月10日現在 確定患者608人うち死亡者359人)
- 2003年10月 新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会、2004年8月 「新型インフルエンザ対策報告書」
- 2005年5月 WHO global influenza preparedness plan(WHO世界インフルエンザ事前対策計画)の発表
- 2005年11月 国の新型インフルエンザ対策行動計画(2009年2月、2011年9月改定)
- 2006年1月 青森県新型インフルエンザ対策行動計画(2012年4月改定)
- 2009年4月～2010年8月 新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生
 - 2011年4月1日以降、新型インフルエンザ(H1N1)は「インフルエンザ(H1N1)2009」として、通常の季節性インフルエンザの取扱い
- 2012年5月 新型インフルエンザ等対策特別措置法公布

これまでに「強毒型」の新型インフルエンザは発生していない

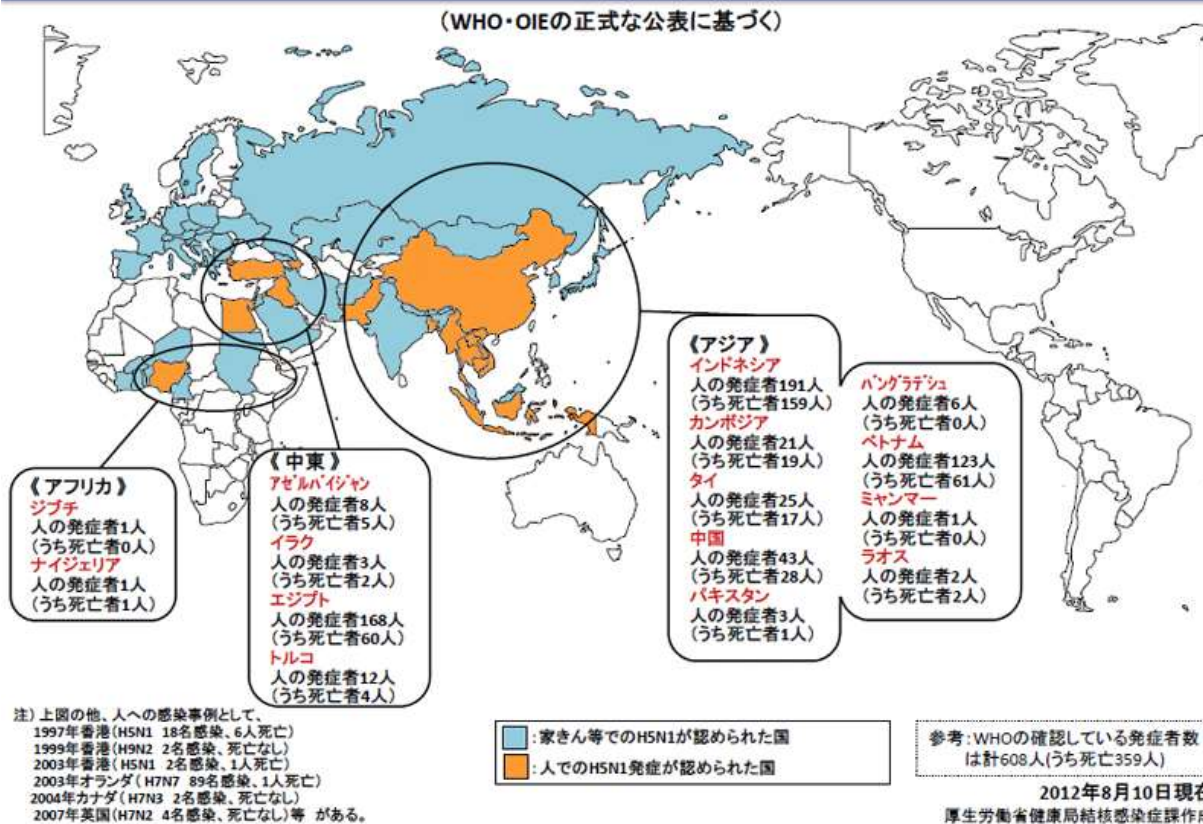
新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景について

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、
 - ・平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
 - ・新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性



鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での確定症例(2003年11月以降)



- 政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

特措法の対象となる感染症法上の感染症とその分類 (一類～五類感染症 計101感染症)

重篤性(高い)

特措法の対象疾患

【検疫法上の】**検疫感染症**【11感染症+新型インフルエンザ等感染症】

指定感染症

新感染症

一類感染症【7感染症】

エボラ出血熱
クリミア・コンゴ出血熱
痘そう
南米出血熱
ペスト
マールブルグ病
ラッサ熱

新型インフルエンザ等感染症

感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症

マラリア、チクングニア熱、デング熱

鳥インフルエンザ(H5N1)

四類感染症【42感染症】

E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ、ボツリヌス症、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキーマウンテン紅斑熱

二類感染症【5感染症】

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、急性重症呼吸器症候群(SARS)

感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症

三類感染症【5感染症】

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症

人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症

五類感染症【42感染症】

インフルエンザ、ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎、クラミジア肺炎、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、髄膜炎菌性髄膜炎、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症

国が発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療従事者に提供・公開していくことで、発生・拡大を防止すべき感染症

【注1】図は、感染症の各分類について、それぞれの重篤性や感染力について相対的に表したもので、各分類の危険性等を正確に示していない

【注2】五類感染症は、「全数把握」と「定点把握」の感染症に分けられる

【注3】「指定感染症」、「新感染症」については、平成24年9月現在、いずれも政令指定されているものはない。

感染力(高い)

「新型インフルエンザ等感染症」及び「新感染症」について

感染症法の対象となる疾病の概観

分類	実施できる措置	分類の考え方	指定方法
一類感染症 [エボラ出血熱、ペスト等]	対人：原則入院 対物：消毒等の措置	ヒトからヒトへ感染する疾病 感染力・病態の重篤性危険性判断	法律
二類感染症 [急性灰白髄炎、結核等]	対人：状況に応じて入院 対物：消毒等の措置		
三類感染症 [コレラ、細菌性赤痢等]	対人：特定職種への就業制限 対物：消毒等の措置		
四類感染症 [E型肝炎、黄熱等]	動物への措置を含む消毒等の措置	動物、物件を介してヒトに感染 国民の健康に影響のおそれ	法律(例示) +政令
五類感染症 [インフルエンザ等]	国民や医療関係者への情報提供によって発生・拡大を防止すべき感染症	国民の健康に影響のおそれ	法律(例示) +省令
新型インフルエンザ等感染症	二類感染症相当の措置、政令により一類感染症相当の措置、健康状況報告・外出自粛要請等		法律・告示
指定感染症(1年に限定指定)	既知の感染症のうち、一～三類に分類されない感染症について、それに準じた対人対物措置	既知の感染症、一～三類感染症と同程度の危険性	政令
新感染症 (1年に限定した指定)	政令により一類感染症相当の措置、健康状況報告・外出自粛要請等	既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、ヒトからヒトへ感染する疾病 病状の程度が重篤であり、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響のおそれ	政令

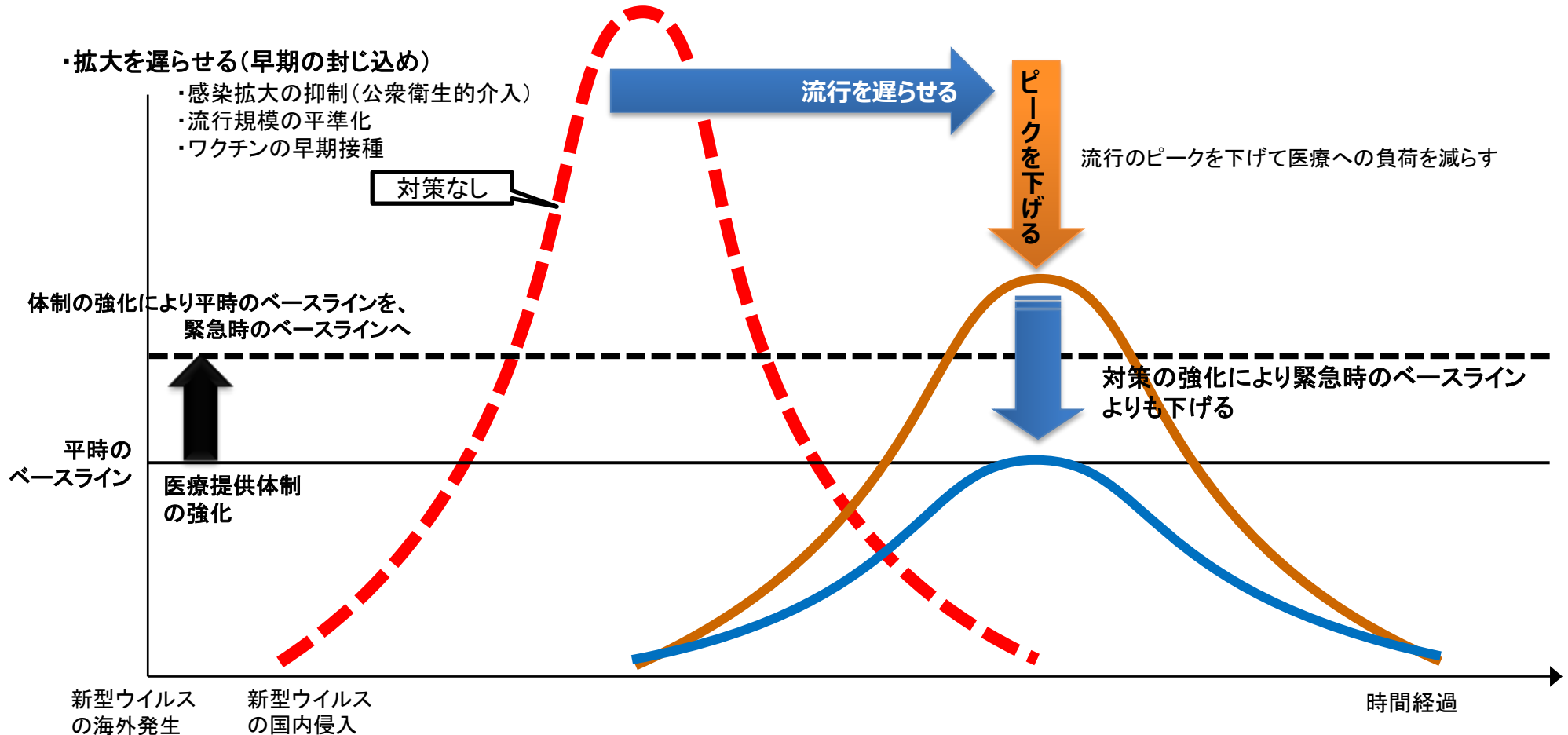
※注意 感染症法施行後に指定されたことがある、**指定感染症**は「SARS」・「鳥インフルエンザ(A/H5N1)」、**新感染症**は「SARS」のみ

- ①**新型インフルエンザ**(法第5条の2第7項第1号)－感染症法施行後に指定された、新型インフルエンザは「インフルエンザ(A/H1N1)2009」のみ
新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- ②**再興型インフルエンザ**(法第5条の2第7項第2号)－感染症法施行後に指定された、再興型インフルエンザはなし
かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒この目標を実施するべく、迅速な対策のための明確な体制を構築する



新型インフルエンザ等対策特別措置法の概観

「新型インフルエンザ」及び全国かつ急速なまん延のおそれのある「新感染症」への対策

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備

- (1) 行動計画等の作成
- ① **国、都道府県、市町村の行動計画の作成** 行動計画制定にあたって、議会報告
 - ② **指定公共機関(電力、ガス、医療、輸送等を営む法人)・指定地方公共機関の指定**・業務計画の作成 都道府県、市町村の対策本部の設置は条例化
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に**国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置**
- (4) 発生時における**特定接種**(医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- (5) 海外発生時に**水際対策の的確な実施** 登録事業者(指定地方公共機関を含む。)の登録

前

発生

(厚労相が感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」/「新感染症」に位置付け、政府は新型インフルエンザ等対策本部設置)

政府対策本部「基本的対応指針」の策定・公示

患者等に対する **医療等の実施**、**特定接種実施に必要な協力** の要請

【患者・疑い患者の数が少ない等段階】感染症法上の措置を適用

緊急事態

政府対策本部による期間・区域・概要の公示(2年以内)

指定区域の都道府県の知事は「特定都道府県知事」として緊急事態措置

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」の際の措置

- ① **外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示**
- ② 住民に対する予防接種の実施
- ③ **医療提供体制の確保(臨時の医療施設、土地の使用等)**
- ④ **物資・資財の供給の要請**
- ⑤ **緊急物資の運送の要請・指示**
- ⑥ 政令で定める**特定物資の売渡しの要請・収用**
- ⑦ **埋葬・火葬の特例**
- ⑧ **生活関連物資等の価格の安定**
- ⑨ 行政上の申請期限の延長等
- ⑩ 政府関係金融機関等による融資 など

損失補償

損害補償

後

新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過【例】

新型インフルエンザ等発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部設置

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
検疫、特定接種の実施等

都道府県対策本部設置

第24条第9号に基づく協力要請
季節性インフルエンザと同様の国民へお願い
・人混みを避ける、手洗い、咳エチケットなどの感染予防策
・消毒液の設置などの簡易な感染予防策

第二段階 病原性も明らかになってる

国内発生

①「病原性が強いおそれがある」など

(「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ」に関する政令要件)

②「多数の患者が発生する蓋然性が認められる」などの事態

(「全国的かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な被害を及ぼし又はそのおそれがある」に関する政令要件)

緊急事態宣言

市町村対策本部設置

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
住民への予防接種
臨時の医療施設における医療提供 等

第45条に基づく感染防止の協力要請等

○(第1項)住民に対する外出自粛要請等

【区域・期間の限定】

・外出自粛

・手洗い、咳エチケットなどの感染予防策

○(第2項)施設管理者等に対する施設の使用制限等

【区域・期間の限定、対象施設の限定】

・施設の使用制限

・指令で定める措置(施設使用制限の代替措置(消毒液の設置等による消毒の徹底などの感染予防策))

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

<参考> 2009年の新型インフルエンザ(H1N1)発生からの病原性の把握まで【米国での例】

2009年4月15日 新たなA型インフルエンザ感染症例第1例の確認

～4月21日 ワクチン開発のために使用するワクチン候補株の同定開始

【4月27日 WHO、パンデミックフェーズを「4」に移行(新型インフルエンザの発生宣言)】

～5月1日 新型インフルエンザ(H1N1)に関する知見の発表

○重症化リスクを示す1918年ウイルス様指標が見られないこと

○高い死亡率に関連する鳥インフルエンザH5N1の遺伝子指標が見られないこと

～5月8日 5歳以上24歳までの層に重症化リスクがあること

5月12日 妊婦又は基礎疾患のある者に重症化リスクがあること

参考 CDC/The 2009 H1N1 Pandemic: Summary Highlights, April 2009-April 2010

<http://www.cdc.gov/h1n1flu/cdcresponse.htm>

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について(14条以下)

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表(14条)

※ WHOがフェーズ4を宣言

タイムライン
公表の際、総理大臣に、発生の状況、病状の程度その他必要な情報の報告

1 府県対策本部の設置(15条)

病状の程度が季節性インフルエンザと概ね同等以下の場合、法律上設置はしない
【任意に対策本部設置可】

1 基本的対処方針の作成

4 特定接種の実施

- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じ)

1 都道府県対策本部の設置(22条)

- 特定接種の実施への協力

5 医師等への医療従事の要請・指示等

<市町村>

【任意の対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

2 指定(地方)公共機関

3 登録事業者

- 【指定(地方)公共機関】
- ・業務計画を実行
 - ・労務等の応援要請
- 【指定(地方)公共機関・登録事業者】
- ・必要な業務を継続

最長2年【+延長1年以内】

6 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

<国>

7 まん延の防止に関する措置

4 住民に対する予防接種の実施・指示

- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
- ・ワクチンや抗インフルエンザ薬等の緊急物資の運送要請・指示
- ・特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置

・施設、催物の制限等の要請・指示

- 住民に対する予防接種の実施への協力

○医療等の提供体制の確保に関する措置

- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

- ・ワクチンや抗インフルエンザ薬等の緊急物資の運送要請・指示
- ・特定物資の売渡しの要請・収用

1 市町村対策本部の設置(34条)

- 予防接種の実施
- ・住民に対する予防接種

【指定(地方)公共機関】

・職員の派遣

<医療機関等>

・医療等の確保

<電気事業者等>

・電気等の安定供給

<運送事業者等>

・旅客／貨物の運送確保、**緊急物資の運送**

<通信事業者>

・通信確保、必要な通信の優先取扱

<郵便事業者等>

・郵便等の確保

緊急事態宣言が解除された場合、**本部廃止**

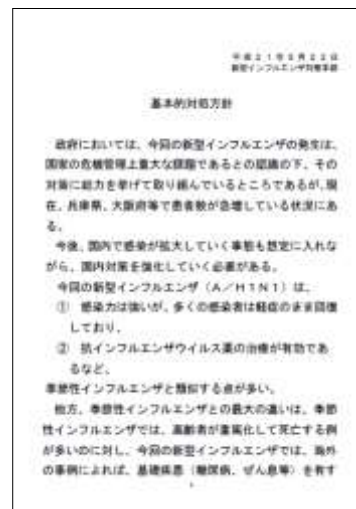
新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、**本部廃止(21条)**

行動計画について

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、**新型インフルエンザ等の発生前（平時）**に、政府、都道府県、市町村が、**新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画**を定めるもの。＜特に、政府行動計画は、**新型インフルエンザ等が発生する前の段階、外国において発生した段階、国内において発生した段階**に区分して定めることとされている。＞
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、**病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ**、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるように、**対策の選択肢を示すもの**。

基本的対処方針について

- **新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、**新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針****を定めるもの。＜基本的対処方針では、**新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、対処に関する全般的な方針、対策の実施に関する重要事項**を定めることとされている。＞
- 発生した**新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域**の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが**社会・経済活動に与える影響**を総合的に勘案し、**行動計画等で記載するもの**のうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生時、**都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施**。



【例】「基本的対処方針」
(2009年5月22日付け新型
インフルエンザ対策本部)

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

○ 指定公共機関 (2条6号)

独立行政法人、日銀、日赤、NHKその他公的機関、医療、医薬品又は医療機器の製造・販売、電気等の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

○ 指定地方公共機関 (2条7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造・販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人、地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外で、あらかじめ当該法人等の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

○ 業務等

- 責務：** 1. 新型インフルエンザ等発生時には、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施 (3条5項)
2. 新型インフルエンザ等対策を実施するにあたり、国・地方公共団体と相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期す (3条6項)

- 【共通】** ①業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表 (9条)
②業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検 (第10条)
③政府対策本部長による総合調整、指示(指定公共機関のみ) (第20条第1項、第33条第1項)
④国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる (第27条)

- 【個別】** ①独立行政法人：都道府県、市町村から職員の派遣要請があったときは、職員を派遣 (法第43条)
②以下の事業者は新型インフルエンザ等緊急事態において業務の適切な実施のため必要な措置
- ・医療機関・医薬品等製造販売業者等：医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売の確保 (第47条)
※医薬品等販売業者は、国(都道府県)の要請・指示に応じ医薬品・医療機器の配送 (第54条第2項・3項)
 - ・電気・ガス・水道事業者等：電気・ガス・水の安定的かつ適切な供給 (第52条)
 - ・運送事業者：旅客及び貨物の運送 (第53条第1項)
※国(都道府県)の要請・指示に応じ緊急物資の運送 (第54条第1項・3項)
 - ・電気通信事業者：通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱 (第53条第2項)
 - ・郵便・一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保 (第53条第3項)

○ 指定地方公共機関（2条7号）

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造・販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人、地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外で、あらかじめ当該法人等の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

指定地方公共機関の対象となり得る団体の例示（県内）

- 病院その他の医療機関、医薬品等製造販売業者（医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者）、医薬品等製造業者（医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者）、医薬品等販売業者（医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者）（47条）
- 電気事業者、ガス事業者（52条）
- 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者（52条）
- 運送事業者（旅客・貨物）（53条）
- 電気通信事業者（53条）
- 郵便事業を営む者、一般信書郵便事業者（53条）
- 地方道路公社（青森県道路公社）
- 公共的施設を管理する法人（公の施設を管理する法人（指定管理者等））
- 地方独立行政法人

■ 政府対策本部長による**総合調整、指示**（指定公共機関のみ）（第20条第1項、第33条第1項）

■ 都道府県対策本部長による**総合調整、指示**（第24条第1項、第33条第2項）

※「**総合調整**」とは、指定（地方）公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。「**指示**」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

■ 指定（地方）公共機関は、国（都道府県）に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる（第27条）

指定公共機関・指定地方公共機関の指定に当たっての留意事項

新型インフルエンザ等の発生時に、その業務を通じて一定の公益的役割を果たしていただくという制度の趣旨を踏まえ、①その法人が行う業務の公益性、②国や都道府県が実施する新型インフルエンザ等対策において当該法人が担う業務が継続的・安定的に行われることの重要性などを総合的に勘案して、指定(地方)公共機関の選定を行うことが必要である。

指定地方公共機関の指定に当たっての留意事項については、今後、新型インフルエンザ等有識者会議における議論も踏まえ、施行日までに通知する予定であるが、現時点での考えは以下のとおり。

○ 指定公共機関との関係

- ・ 指定公共機関として指定を受けた法人を指定地方公共機関として指定することはできない。

○ 事業者団体を指定することについて

- ・ その事業者団体が担う業務・役割に応じ、事業者団体を指定することも可能である。

○ 放送事業者について

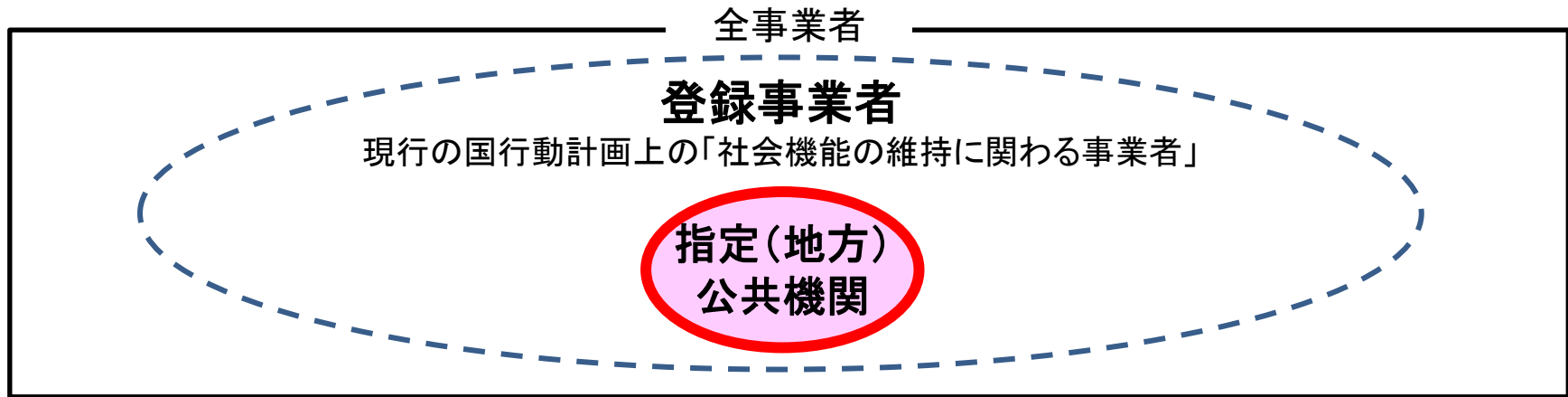
- ・ 指定公共機関については、現時点では、放送対象地域の広域性等にかんがみ、日本放送協会を指定することを考えており、民間放送事業者を指定することは考えていない。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法案の国会審議の際、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、「放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと」との附帯決議が付されている。新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、放送事業者に対する報道の規制などが行われることのないよう留意されたい。

○ 指定に向けての事務について

- ・ 指定地方公共機関の指定に係る具体的な考え方については今後国が示す予定としているため、それを踏まえ、指定地方公共機関の事務を進めていくこととしている。

(参考) 災害対策基本法における指定公共機関の例

業種	事業者名	業種	事業者名	
医療	日本赤十字社			
電気	北海道電力株式会社	道路管理	東日本高速道路株式会社	
	東北電力株式会社		首都高速道路株式会社	
	東京電力株式会社		中日本高速道路株式会社	
	北陸電力株式会社		西日本高速道路株式会社	
	中部電力株式会社		阪神高速道路株式会社	
	関西電力株式会社		本州四国連絡高速道路株式会社	
	四国電力株式会社		貨物運送	日本通運株式会社
	中国電力株式会社	空港管理	成田国際空港株式会社	
	九州電力株式会社		関西国際空港株式会社	
	沖縄電力株式会社		中部国際空港株式会社	
	電源開発株式会社	金融	日本銀行	
	日本原子力発電株式会社	報道	日本放送協会	
	ガス	東京瓦斯株式会社	通信	日本電信電話株式会社
		大阪瓦斯株式会社		東日本電信電話株式会社
東邦瓦斯株式会社		西日本電信電話株式会社		
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社	KDDI株式会社		
	東日本旅客鉄道株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ		
	東海旅客鉄道株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		
	西日本旅客鉄道株式会社	郵便		郵便事業株式会社
	四国旅客鉄道株式会社		郵便局株式会社	
	九州旅客鉄道株式会社	※この他、独立行政法人が指定されている		
		日本貨物鉄道株式会社		



指定(地方)公共機関

- 指定公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。(災害対策基本法、国民保護法においても類似の制度がある。)
- 国が指定公共機関を、都道府県知事が指定地方公共機関を指定し、業務計画(新型インフルエンザ対策においては、事業継続計画に相当すると考えられる。)作成義務等を課す一方、行政機関の長等に対し応援要請等ができることとしている。

登録事業者(業務に関しては、指定(地方)公共機関よりも緩やかな枠組み)

- 登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。 → 小規模な診療所などについても、特定接種に係る事前登録を行うことを想定

【国の行動計画上の記載】

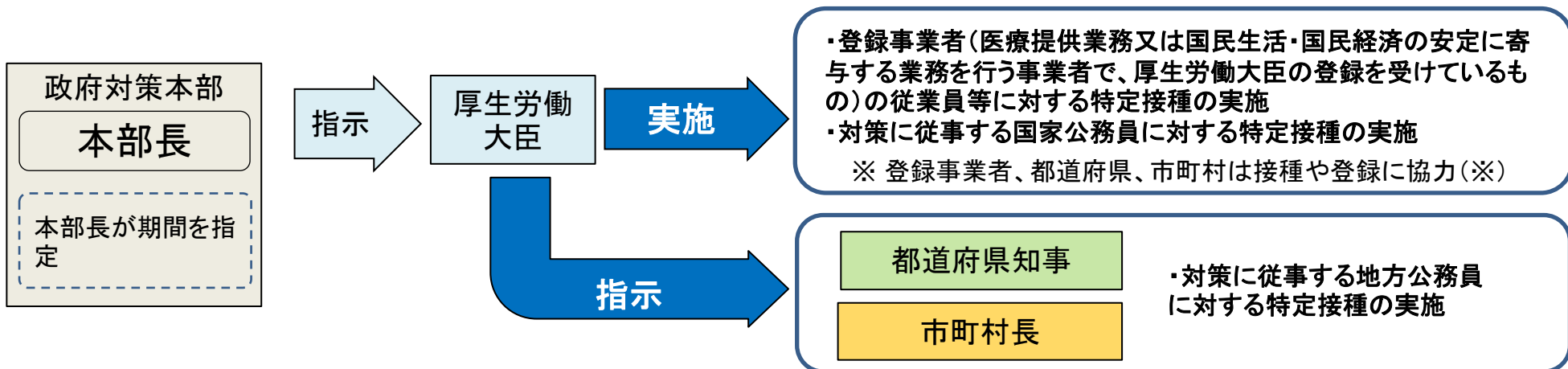
社会機能の維持に関わる事業者

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等は、発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である(P12)

医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対しては、事業の継続が社会的に求められているため、ワクチンの先行接種等の支援を行う。(P24)

特定接種(対象...登録事業者の従業員等) 登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示

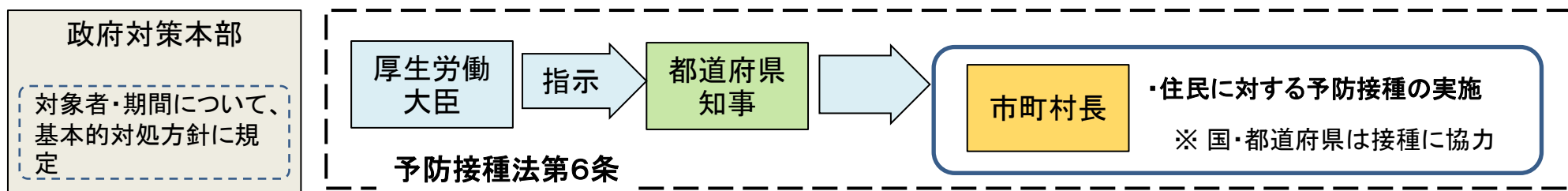
※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力を仰ぐことを想定。詳細については今後検討。

予防接種(対象...住民)

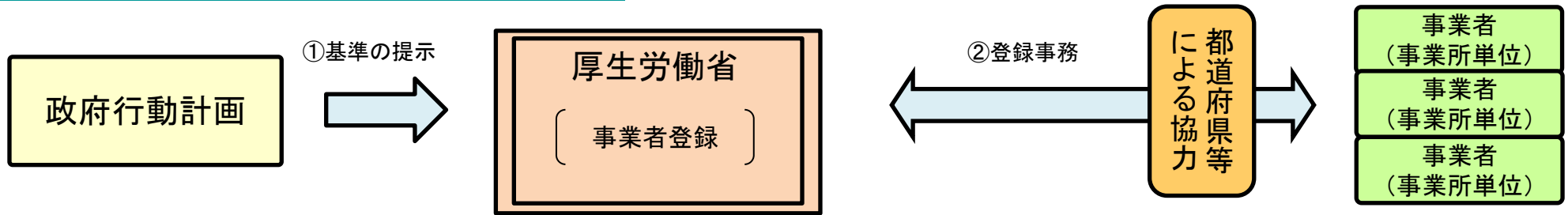
※ パンデミックワクチンの接種



※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

16※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

特定接種の対象となる事業者の登録



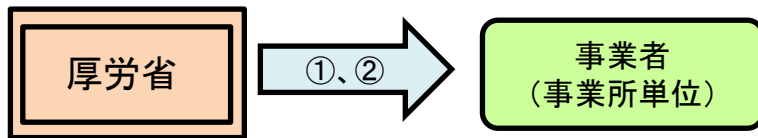
- ① 政府行動計画による特定接種対象事業者に係る該当基準(※)の提示
 ② 登録事務
 ・事業者(事業所単位)による登録申請(対象人数、企業内診療所等の活用による事業者による接種実施可否等)
 ・登録

※業種・職種、業務内容等、登録基準に基づく絞り込み等

登録事業者(地方公務員以外)に対する特定接種のイメージ

※原則として集団的接種を実施。

(1) 事業者において接種体制を確保することが可能な場合



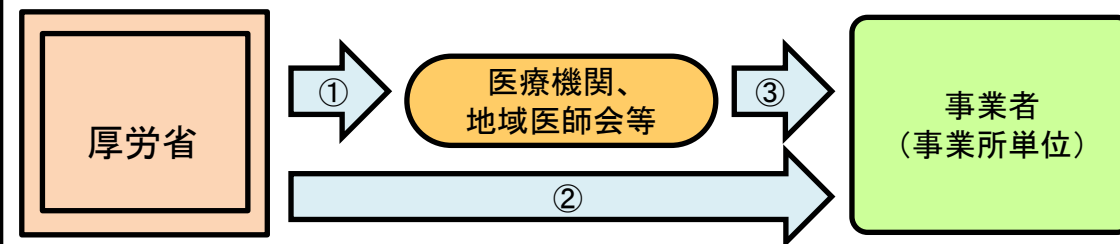
① 協力依頼、委託等

② 接種の実施

※事業者は、企業内診療所等を活用し接種。

都道府県等
による協力

(2) 事業者において接種体制を確保することが困難な場合



① 医療機関、地域医師会等への委託
 集団接種会場の確保等に係る協力依頼等

② 接種日、接種場所の連絡

③ 接種の実施

都道府県等
による協力

予防接種については、政府対策本部長が、その実施の可否を検討することとし、以下のようになることが想定される。

〔登録事業者の従業員等に対する特定接種〕

感染症法に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ等発生の公表

→ 政府対策本部の設置

→ 政府対策本部において、ウイルスの亜型や病原性等の情報を踏まえ、速やかに実施の可否を検討

→ 政府対策本部長が厚生労働大臣に実施の指示

→ **厚生労働大臣が、都道府県知事・市町村長に実施の指示(地方公務員)、登録事業者等に対する接種**

※**備蓄ワクチンがある場合には、緊急事態宣言前から実施されることが想定される。**

〔住民に対する予防接種〕

政府対策本部長による緊急事態宣言

→ 政府対策本部が、**基本的対処方針を変更し、住民に対する予防接種の対象者及び期間を決定**

→ **都道府県知事が、市町村長に実施の指示**

緊急事態宣言が行われている場合



新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条に基づく接種

緊急事態宣言が行われていない場合



予防接種法第6条第3項に基づく接種(新臨時接種)

- 特定接種の対象者については、「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案)」(平成20年9月18日)において、以下のとおり提示されているところ。
- 今後、関係者のご意見を踏まえながら検討し、政府行動計画で定める。

カテゴリー		考え方	業種・職種
I	感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種	発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。 ※感染リスクが高く、早期に接種する必要。	感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員(救急業務等に関わる者)、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員(新型インフルエンザ対策に従事する者)、停留施設(宿泊施設)、国際航空、空港管理、外航海運
II	新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者	危機管理を含め、状況の変化に応じた適切な新型インフルエンザ対策を講じるための意思決定に携わる者。	首相・閣僚等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等
	国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種	患者・障害者等のため、医療・介護サービスを確保。 ※ 感染拡大につれ、感染症指定医療機関以外の医療機関も患者を受け入れるようになるため、その従事者は感染リスクが高い。	感染症指定病院等以外の医療従事者、福祉・介護従事者、医薬品・医療機器製造販売
	国民の安全・安心に関わる業種・職種	国民の不安の増大や治安の悪化が懸念されるため、国・自治体の基本的機能に加え、治安維持や報道機関の機能を維持。	国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等
III	ライフライン維持に関わる業種・職種	2か月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。	電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸附带サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員(最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者)

- 医療従事者や医療施設に係る各種の措置を組み合わせることにより、地域の医療提供体制を構築・維持。
- 発生時に医療従事者等の必要な協力が得られるよう、都道府県行動計画の策定段階から関係者の意見を十分に踏まえていただくよう配慮されたい。

1 医療機関に係る措置(指定(地方)公共機関、登録事業者)

- 本法では、指定(地方)公共機関として、医療業務を行う法人が指定されうることとしている。指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県対策本部長の総合調整・指示権の対象となる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項)
- さらに、小規模な診療所など、指定(地方)公共機関として指定しないものについても、新型インフルエンザ等の医療のためのものに限らず、特定接種に係る事前登録を行うことが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)
- なお、公立医療機関については、指定(地方)公共機関となるものではないが、地方公共団体の行動計画において、その機能・活動を位置付け、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を継続することが考えられる。

2 医薬品等製造販売業者等に係る措置

- 医薬品等製造販売業者等については、指定(地方)公共機関となった場合、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県知事は、総合調整・指示権を行使できるほか、医薬品等の配送要請・指示を行うことができる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項、第54条第2項、3項)
- 指定(地方)公共機関でない医薬品等製造販売業者等、薬局等についても、特定接種に係る事前登録を行う場合があることが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)

3 医療関係者への医療等の実施の要請等

- 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や特定接種・予防接種を行うよう要請することができる。(第31条第1項、第2項、第46条第6項)
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。(法第31条第3項)
- 要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。(予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外)(法第63条)

※1 医療や特定接種・予防接種を行うよう要請する対象は、医療機関に対してではなく、医師等の個々の医療従事者の要請するもの。運用方法等については、今後国から示される予定。

※2 この要請・指示の対象となる医療関係者の範囲、損害補償の内容・水準等は、政令等によって定められる

4 臨時の医療施設における医療の提供等

- 都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない。(法第48条第1項)
- 臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しない。(法第48条第3～5項)
- 施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができる。正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求めることができないときは、同意を得ずに使用することができる。(法第49条)
- 既存の医療施設について、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要とし、変更内容の届出でよいこととする。(法第48条第6項、第7項)

政府対策本部長は、「新型インフルエンザ等緊急事態」が発生したと認めるときは、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、この宣言以降、解除まで緊急事態措置を講じることができる。

1 「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件①に該当するものに限る。）が国内で発生し、当該疾病の全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件②に該当する事態

政令で定める要件については、たとえば、以下のものを想定。今後、専門家等の意見を踏まえ検討。

【要件①(案)】

- ・発生した新型インフルエンザ等のウイルスの病原性が高い場合
- ・海外で発生した新型インフルエンザの臨床例の集積により、通常のインフルエンザとは異なる重症症例（多臓器不全、ウイルス性肺炎、脳症など）が多くみられる場合

【要件②(案)】

- ・確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合

2 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の内容

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をする。

○新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間（2年を超えない期間。ただし、1年延長可能）

- ・ 実際に設定する期間については、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。

○新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

- ・ 実際に設定する区域については、発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況や社会的混乱状況の広がり等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。
- ・ 区域の最小単位は原則として都道府県の区域を想定。2～3回に分けて日本全国を指定する場合や、離島など都道府県内の一部を指定することも考えられる。

○新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況（患者が確認された地域、患者数等）、ウイルスの病原性、症状、感染・まん延防止に必要な情報などを公示することを想定。

3 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の解除

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をする。

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

1 不要不急の外出の自粛等の要請

- 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができる。

(※)潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一の方針を示す予定。期間については、発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断(都道府県内のブロック単位等)。

2 学校、興行場等の使用等制限等の要請等

- 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設(注1)の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置(注2)を講ずるよう要請することができる。

(※)具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一の方針を示す予定。

注1「施設」の具体的内容は、今後政令で規定。人の接触状況(利用人数、施設の大きさ)等を考慮。

注2「措置」の具体的内容は、今後政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)

- 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

財政上の措置等について【第62、63条】

新型インフルエンザ等対策や新型インフルエンザ等緊急事態において、本法に基づく処分又は要請・指示により生じた損失や損害については、以下のような補償を講じる。

1 損失補償等

- 特定検疫等において検疫対象者の増加により停留を行うことが困難な場合の病院・診療所・宿泊施設の使用(第29条第5項)、臨時の医療施設を開設するための土地・家屋・物資の使用(第49条)、医薬品・食品その他の物資の収用・保管(第55条第2項、第3項、第4項)の処分により通常生ずべき損失
- 都道府県知事からの要請・指示に応じて、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)への医療の提供を行う(第31条第1項)、又は特定接種の実施に関し必要な協力を行う(第31条第2項)医師、看護師等医療関係者に対する実費の弁償(政令でその基準を定める)

2 損害補償

- 都道府県知事からの要請・指示に応じて、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)への医療の提供を行う(第31条第1項)医師、看護師等医療関係者が、そのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり又は障害の状態になったとき、その者又は遺族若しくは被扶養者がこれを原因として受ける損害を補償

3 地方の費用負担

- 住民に対する予防接種：パンデミックワクチンの接種。全国民向け
 - ・実施主体割合：市町村
 - ・費用負担割合：原則 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4
 - ※予防接種法の新臨時接種並び ※国費の嵩上げ措置あり ※健康被害救済についても同様
- 登録事業者の従業員等への特定接種：プレパンデミックワクチンの接種
 - ・実施主体：国家公務員・民間事業者は国、地方公務員(都道府県職員)は都道府県、地方公務員(市町村職員)は市町村
 - ・費用負担割合：実施主体が全額負担 ※健康被害救済についても同様
- その他(臨時の医療施設における医療提供、医療関係者の損害補償、埋葬・火葬等)
 - ・実施主体割合：都道府県
 - ・費用負担割合：原則 国1/2 都道府県1/2
 - ※国負担は災害救助法並び ※国費の嵩上げ措置あり

今後のスケジュール (茶色は実施済)

※現時点の予定であり、今後変更があります。

24年6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 25年1月 ~ 春

国

6 / 27 都道府県担当課長会議の開催

8 / 7 有識者会議①
8 / 27 新型インフルエンザ等対策有識者会議

9 / 10 有識者会議医療・公衆衛生分科会

9 / 11 有識者会議②
9 / 11 新型インフルエンザ等対策有識者会議

政令、行動計画の内容等に関する検討

有識者会議中間とりまとめ

政省令・施行日政令の公布

※施行日は事前にお知らせする予定

法律の施行

政府行動計画の策定

ガイドラインの策定

(都道府県等の協力を得て)
特定接種の登録事務の開始

有識者会議の審議状況に応じて、順次整理・策定に反映

都道府県
市町村

※は市町村

7 / 20 庁内説明会の開催

8 / 7 マニュアル・実施要領の策定

○ 新型インフルエンザ対策医療協議会の開催

○ 地域新型インフルエンザ対策協議会の開催(地域ごとに日程異なる)

○ 抗インフルエンザ薬の更新準備

○ 感染防護資機材等の備蓄

○ 都道府県対策本部条例の準備

○ 市町村対策本部条例の指導

○ 都道府県行動計画の策定準備

○ 指定地方公共機関の指定検討等

○ 登録事業者の対象の検討等

※市町村対策本部条例の制定
都道府県対策本部条例の制定

指定地方公共機関の指定

都道府県行動計画の策定

※市町村行動計画の策定